

軽自動車税の変更について

・軽自動車税(環境性能割)について

令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、軽自動車税(環境性能割)が導入されました。環境性能割は、三輪以上の軽自動車を取得した場合に、その取得価格に下記の税率をかけて算出し、課税されます。新車・中古車を問わず対象となりますが、取得価格が50万円以下の場合には課税されません。

なお、環境性能割は市税ですが、当面の間、徳島県が賦課徴収を行います。

燃費性能等	税率(%)	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%達成車		
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%達成車		
★★★★かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0	0.5
★★★★かつ平成27年度燃費基準達成車+10%達成者	2.0	1.0
上記以外	2.0	2.0

※ 電気自動車等：電気自動車及び天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合車またはH21年排出ガス規制に適合し平成21年排出ガス基準値NOx10%以上低減車に限る。)

※ 令和元年10月1日から令和2年9月30日までに自家用の乗用車を取得した場合、税率1%分が軽減されます。

・軽自動車税(種別割)について

軽自動車税(環境性能割)の導入に伴い、従来の軽自動車税は軽自動車税(種別割)に名称が変更になりました。

なお、税率等には変更ありません。